

鳥取県公報

平成17年 3月18日(金)
第 7 6 7 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	指定居宅サービス事業者の指定（2件）（151・152）（長寿社会課）..... 1
	指定居宅介護支援事業者の指定（153）（"）..... 2
	特定計量器の定期検査の実施（154）（経済交流課）..... 2
	土地改良法による換地処分（155）（耕地課）..... 3
	保安林の指定施業要件の変更予定（3件）（156～158）（森林保全課）..... 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定（159）（治山砂防課）..... 5
労働委員 会告示	労働組合法の規定に基づく審査の期間の目標の設定（2）..... 6
正 誤	平成17年 1月28日付鳥取県告示第44号中訂正 6

告 示

鳥取県告示第151号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年 3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人地域福祉ネットワーク 理事長 霜田稔	米子市錦町二丁目235	NPO法人すみれ訪問看護ステーション	米子市錦町二丁目235	訪問看護	平成17年 3月8日
社会福祉法人ショウトク福祉会 理事長 谷本要	米子市榎原1889-6	デイサービスアイアイ永江	米子市永江551	通所介護	"

鳥取県告示第152号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
ティーアンドディー 有限会社 代表取締役 錦織 信雄	米子市祇園町二 丁目242 - 82	ふれあい広場	米子市四日市町30	通所介護	平成17年 3月11日
〃	〃	孫の手	〃	訪問介護	〃
株式会社フルケア 成和 代表取締役社長 首藤茂	広島市西区商工 センター一丁目 2 - 19	株式会社フルケア成和 米子福祉事業所	米子市上福原1315 - 5	福祉用具貸与	〃
有限会社シグナス 工業 代表取締役 織田 彰	岡山市門田文化 町二丁目11 - 68	手助け君本舗鳥取	鳥取市南栄町17 - 3	〃	〃

鳥取県告示第153号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業者の所在地	指定年月日
社会福祉法人船岡町社 会福祉協議会 理事長 小河壽賀男	八頭郡船岡町大字殿 159	社会福祉法人船岡町社会 福祉協議会	八頭郡船岡町大字殿 159	平成17年3月 8日

鳥取県告示第154号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の気高郡気高町の区域に限る。）	平成17年4月18日（月）	午後1時から 午後3時まで	鳥取市気高町浜村233 - 2 鳥取市気高町農業者トレーニングセンター
鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の気高郡鹿野町の区域に限る。）	平成17年4月19日（火）	〃	鳥取市鹿野町鹿野1517 鳥取市鹿野町総合支所
鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の気高郡青谷町の区域に限る。）	平成17年4月21日（木）	〃	鳥取市青谷町青谷4083 - 3 鳥取市青谷町中央公民館
鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の気高郡気高町、鹿野町及び青谷町の区域に限る。）	平成17年4月28日（木）	〃	〃
〃	平成17年5月9日（月） から同月31日（火）まで の日（日曜日及び土曜日 を除く。）	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済交流 課計量係

鳥取県告示第155号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る佐治地区（第5工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成17年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第156号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市用瀬町屋住字中津美奥768の1、768の2、768の3（次の図に示す部分に限る。）、768の4、768の5・768の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、768の7、769の1から769の10まで、769の11（次の図に示す部分に限る。）、769の12から769の14まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、用瀬町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第157号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の3、字皆込414
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第158号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
日野郡日野町金持字平ル畑左953、954、955の1から955の16まで、956の1から956の4まで、956の7から956の10まで、956の12、956の13、字堂ヶ原977の1、978の1、979の1、字裏細1303から1305まで、1308の4、字三ノ渡瀬上り1625の1、字牛房塚1904の1、津地字大谷山976の1（次の図に示す部分に限る。）、977、978の1（次の図に示す部分に限る。）、字下ノ谷1105の1、字アナイゴ986の1、安原字大滝176の4、176の5、176の6から176の10まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、176の11から176の13まで、176の14から176の18まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、176の19から176の42まで、176の43から176の45まで・176の47（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、176の48、176の50（次の図に示す部分に限る。）、176の51から176の53まで、176の55から176の58まで、176の60から176の63まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、176の65、176の67（次の図に示す部分に限る。）、176の68、176の69（次の図に示す部分に限る。）、176の70から176の73まで、176の74から176の81まで（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、176の82から176の85まで、176の86から176の88まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、176の89から176の95まで、176の97から176の104まで、176の106から176の112ま

で、176の114から176の124まで、176の128から176の131まで、176の133から176の138まで、176の140から176の144まで、176の163、三土字喜四郎谷555の2、555の6から555の15まで、556の1から556の7まで、字鑪谷ノ一623の1から623の15まで、字丸谷632の9から632の79まで、633の4、633の6から633の13まで、634の1、634の6から634の29まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町津地字鍛冶畑187から190まで、192、字下ノ谷1104、1108

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第159号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土整備部治山砂防課及び日野総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成17年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 名称

大滝第二地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域

土 地

標 柱

西伯郡伯耆町大瀧字元村屋敷319	1号
西伯郡伯耆町大瀧字元村屋敷271地先水路敷	2号
西伯郡伯耆町大瀧字元村屋敷271	3号
西伯郡伯耆町大瀧字元村屋敷273地先道路敷	4号
西伯郡伯耆町大瀧字元村屋敷282地先道路敷	5号
西伯郡伯耆町大瀧字元村屋敷284 - 3	6号

労 働 委 員 会 告 示

鳥取県労働委員会告示第2号

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18の規定に基づき審査の期間の目標を10箇月と定めたので、鳥取県労働委員会の運営に関する規則（平成17年鳥取県労働委員会規則第1号）第3条第2項の規定により告示する。

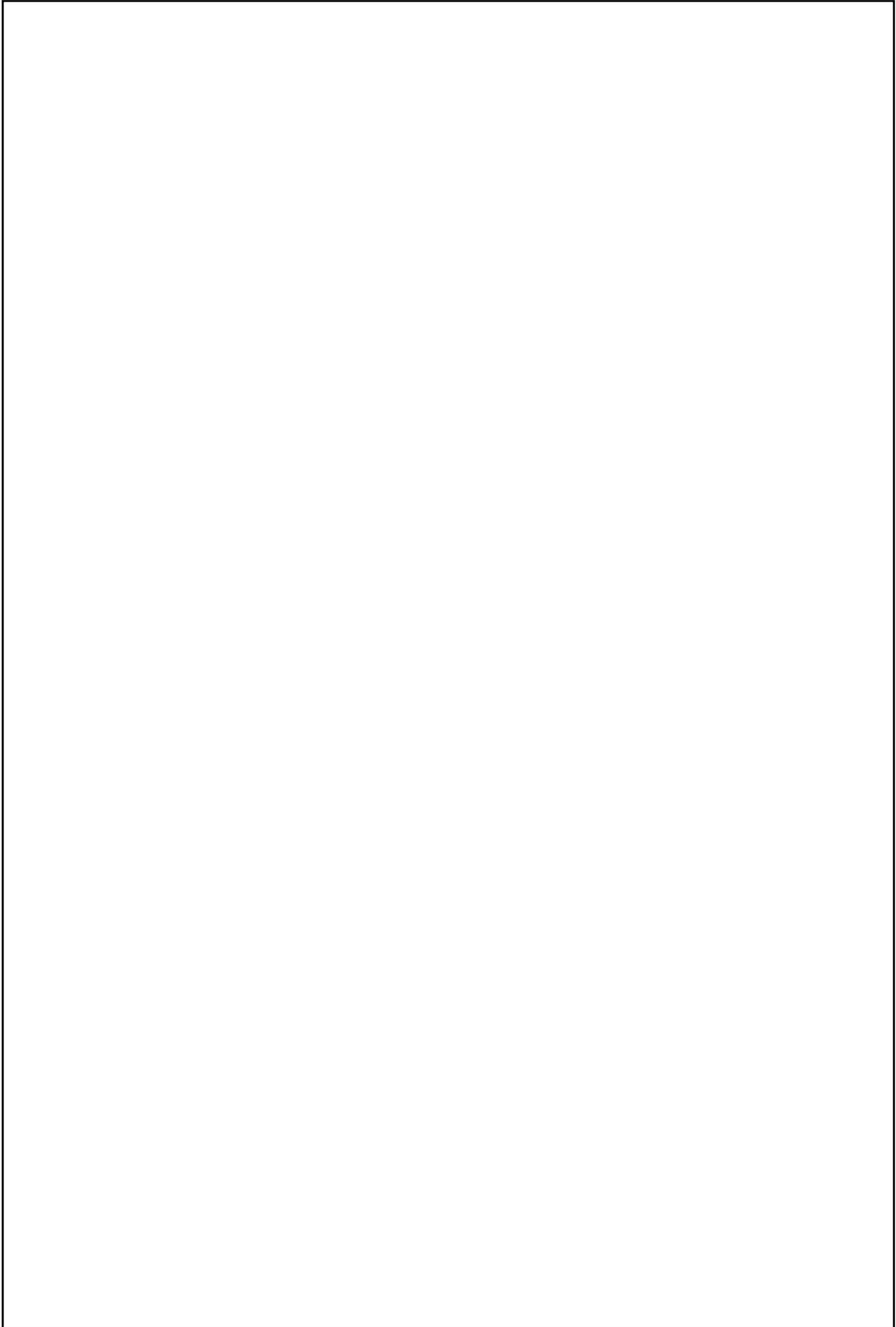
平成17年3月18日

鳥取県労働委員会会長 太 田 正 志

正 誤

平成17年1月28日付鳥取県告示第44号（保安林の指定施業要件の変更予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
5	下から2	2302の2	2303の2



鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成17年度（平成17年4月から平成18年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成17年3月25日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,200円。年額 26,400円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857 - 26 - 7023・7493

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

鳥取県知事 片山善博 様

下記のとおり鳥取県公報を購読したいので申し込みます。

年 月 日

郵便番号

住 所

申 込 者

氏 名

㊟

法人にあっては、名称及び
代表者の氏名

電話番号

記

購 読 期 間	年 月から 年 月まで
購 読 部 数	部
送 付 先	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。